

仲介手数料 経過措置

	仲介契約日	売買契約日	引渡日	適用税率	
				売買契約時 受領分	引渡時 受領分
1	2019年4月1日 より前	2019年4月1日 より前	2019年10月1日 より前	8%	8%
2	2019年4月1日 より前	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年4月1日～ 2019年9月30日	8%	8%
3	2019年4月1日 より前	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年10月1日～	8%	8% ※1
4	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年4月1日～ 2019年9月30日	8%	8%
5	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年10月1日～	8%	10% ※2
6	2019年4月1日～ 2019年9月30日	2019年10月1日～	2019年10月1日～	10%	10%
7	2019年10月1日～	2019年10月1日～	2019年10月1日～	10%	10%

※1具体的な仲介料の額が確定するのが平成31年4月1日(31年指定日)以後であるときには、経過措置は適用されません。

※2ただし、仲介料を売買契約時と物件の引渡時に分けて收受する場合において、売買契約成立時に仲介料の全額を売上計上する経理を継続しており、施行日以後の引渡時に收受する仲介料について旧税率を適用して請求しているときは、その仲介料部分についても旧税率が適用されます。